

## 伊丹市消費者教育推進庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 伊丹市における消費者教育を推進するため、庁内の関係部局との情報共有と連携強化を図り、円滑で効果的な消費者教育推進事業を行うため、伊丹市消費者教育推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会議は、消費生活相談等の状況を踏まえ、消費者教育に関する情報共有及び意見交換等の連携を行い、より効果的な消費者教育の推進方策を協議する。

### (組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる委員長、委員をもって組織する。

(1) 委員長は、市民自治部まちづくり室長をもって充てる。

(2) 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、会務を統括する。

### (連絡会議)

第4条 連絡会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、連絡会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第5条 連絡会議に事務局を置き、市民自治部まちづくり室消費生活センターが行う。

### (細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表第1

総合政策部	政策室	主幹		
総務部	危機管理室	主幹		
市民自治部	まちづくり室	まちづくり推進課長		
市民自治部	まちづくり室	消費生活センター所長		
市民自治部	共生推進室	国際・平和課長		
市民自治部	環境政策室	生活環境課長		
市民自治部	環境政策室	環境保全課長		
健康福祉部	地域福祉室	地域・高年福祉課長		
健康福祉部	地域福祉室	障害福祉課長		
健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課長		
こども未来部	こども室	こども若者企画課長		
こども未来部	こども室	こども家庭課長		
都市活力部	産業振興室	商工労働課長		
教育委員会	事務局	学校教育部	学校教育室	教育企画課長
教育委員会	事務局	学校教育部	学校教育室	学校指導課長
教育委員会	事務局	生涯学習部	社会教育課長	
教育委員会	事務局	人権教育室	人権教育担当主幹	